

1. 施設における支援介護事故の防止に関する基本的考え方

当施設では、「人間としての尊厳を冒し、安全や安心を阻害しており、提供するサービスの質に悪い影響を与えるもの」をリスクとして捉え、より質の高いサービスを提供することを目標に支援介護事故の防止に努めます。

そのために、必要な体制を整備するとともに、利用者一人ひとりに着目した個別的なサービス提供を徹底し、組織全体で支援介護事故の防止に取り組みます。

また、同時にサービスを提供する職員の労働安全衛生の推進に取り組むこととします。

2. 支援介護事故の防止のための委員会その他施設内の組織

(1) 「事故防止検討委員会」の設置

① 設置の目的

施設内での支援介護事故を未然に防止し、安全かつ適切で質の高いケアを提供する体制を整備します。万が一事故が発生した場合は、最善の処置、対応を行い施設全体で取組むこと目的とします。

② 事故防止検討委員会の構成員

- ア) 施設長
- イ) 事務長
- ウ) 支援部長(安全衛生推進者)
- エ) 医務職員
- オ) 支援班長
- カ) 栄養士
- キ) 支援員
- ク) 事務員
- ケ) 苦情解決第三者委員

③ 事故防止検討委員会の開催

定期的に1ヶ月に1回開催し、支援介護事故発生 of 未然防止や再発防止、安全衛生管理などの検討を行います。

緊急を要する場合は、随時委員会を開催します。

④ 事故防止検討委員会の役割

- ア) マニュアル、事故（ヒヤリハット）報告書等の整備

支援介護事故等未然防止のため、定期的にマニュアルを見直し、必要に応じてマニュアルを更新します。事故（ヒヤリハット）報告書等の様式についても定期的に見直し、必要に応じて更新します。

イ) 事故（ヒヤリハット）報告の分析および改善策の検討

各部署から報告のあった事故（ヒヤリハット）報告を分析し、事故発生防止のための改善策を検討し、その結果について理事長に提言します。

ウ）改善策の周知徹底

イ）によって検討された改善策を実施するため、職員に対して周知徹底を図ります。

(2) 多職種協働によるアセスメントの実施による事故予防

- ①多職種(支援, 医務, 栄養, 相談)協働によるアセスメントを実施します。利用者の心身の状態、生活環境、家族関係等から個々の状態把握に努めます。事故に繋がる要因を検討し事故予防に向けた各種サービス計画を作成します。
- ②支援介護事故予防の状況が事故に繋がらないよう、定期的なカンファレンスを開催します。

3. 支援介護事故発生防止における各職種の役割

施設内において、事故発生防止のためにチームケアを行う上で、各職種がその専門性に基づいて適切な役割を果たします。

- | | |
|--------|---|
| (施設) | 1) 事故発生予防のための総括管理
2) 事故発生防止委員会総括責任者 |
| (医師) | 1) 診断、処置方法の指示
2) 各協力病院との連携を図る |
| (医務) | 1) 医師、協力病院との連携を図る
2) 施設における医療的行為の範囲についての整備
3) 支援介護事故対応マニュアルの作成と周知徹底
4) 処置への対応
5) 事故及びヒヤリハット事例の収集、分析、再発防止策の検討
6) 記録は正確、かつ丁寧に記録する。 |
| (支援) | 1) 事故発生予防のための指針の周知徹底
2) 緊急時連絡体制の整備(施設、家族、行政)
3) 報告(事故報告・ヒヤリハット)システムの確立
4) 事故及びヒヤリハット事例の収集、分析、再発防止策の検討
5) 支援介護事故対応マニュアルの作成と周知徹底
6) 家族、医療、行政機関、その他関係機関への対応 |
| (栄養) | 1) 食品管理、衛生管理の体制整備と管理指導
2) 食中毒予防の教育と、指導の徹底
3) 緊急時連絡体制の整備(保健所、各関係機関、施設、家族)
4) 利用者の状態に合わせた食事形態の工夫 |
| (支援職員) | 1) 食事・入浴・排泄・移動等介助における基本的知識を身につける。
2) 利用者の意向に沿った対応を行い無理な支援介護は行わない。
3) 利用者の疾病、障害等による行動特性を知る。
4) 利用者個々の心身の状態を把握し、アセスメントに沿ったケアを行う。 |

- 5) 他職種協働のケアを行う。
- 6) 記録は正確、かつ丁寧に記録する。

- (事務職員)
- 1) 施設内の環境整備
 - 2) 備品の整備
 - 3) 職員への安全運転の徹底

4. 支援介護事故防止のための職員研修に関する基本方針

支援介護事故発生の防止等に取り組むにあたって、事故防止検討委員会を中心として、支援介護事故発生防止に関する職員への教育・研修を、定期的かつ計画的に行います。

- (1) 定期的な教育・研修（年 2 回以上）
- (2) 新任者に対する事故発生防止の研修
- (3) その他 必要な教育・研修等

5. 支援介護事故等の報告方法及び、支援介護に係る安全の確保を目的とした改善のための方策

(1) 報告システムの確立

情報収集のため、ヒヤリハットレポートや事故報告書を作成し、報告システムを確立します。収集された情報は、分析・検討を行い、施設内で共有し、再び事故を起こさないための対策を立てるために用います。なお、この情報を、報告者個人の責任追及のためには用いません。

(2) 事故要因の分析

集められた情報を基に、「分析」⇒「要因の検証」と「改善策の立案」⇒「改善策の実践と結果の評価」⇒「必要に応じた取り組みの改善」を行います。

また、その過程において、自施設における事例だけでなく、知りうる範囲で他施設の事例についても取り上げ、リスクの回避、軽減に役立てます。

(3) 改善策の周知徹底

分析によって導き出された改善策については、事故防止検討委員会を中心として実践し、全職員に周知徹底を図ります。

6. 支援介護事故発生時の対応

支援介護事故が発生した場合には、下記のより速やかに対応します。

(1) 当該利用者への対応

事故が発生した場合は、周囲の状況及び当該利用者の状況を判断し、当該利用安全確保を最優先として行動します。

関係部署及び家族等に速やかに連絡し必要な措置を講じます。状況により、医療機関への受診等が必要な場合は、迅速にその手続きを行います。

(2) 事故状況の把握

事故の状況を把握するため、関係職員は「事故報告書」で、速やかに報告します。報告の際には状況がわ

かるよう事実のみを記載するようにします。

(3) 関係者への連絡・報告

関係職員からの報告等に基づき、ご家族、また必要に応じて保険者等に事故の状況等について報告を行います。

(4) 損害賠償

事故の状況により賠償等の必要性が生じた場合は、当施設の加入する損害賠償保険で対応します。

7. 労働安全衛生の推進

(1) 安全衛生推進者を選任し、全職員に周知する。

(2) 安全衛生推進者は、次の業務を安全衛生業務について責任のある者の指揮を受けて担当する。

- ① 安全衛生に関する方針の表明に関すること。
- ② 労働者の危険又は健康障害を防止するための措置に関すること。
- ③ 労働者の安全又は衛生のための教育に関すること。
- ④ 健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関すること。
- ⑤ 労働災害の原因及び再発防止対策に関すること。
- ⑥ 快適な職場環境の形成に関すること。
- ⑦ 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置に関すること。
- ⑧ 安全衛生計画の作成、実施、評価及び改善に関すること。
- ⑨ その他労働災害防止に必要と認められる重要な事項に関すること。

(3) 安全又は衛生に関する事項について、職員からの意見を聴くため機会を設ける。

8. その他の災害等への対応

火災・大規模地震等の災害によるリスクの回避・軽減のため下記の手順で行います。

- (1) 防災計画の作成
- (2) 非常災害のための体制づくり
- (3) 近隣住民等との防災協力
- (4) 避難誘導訓練・消火訓練等の実施(年2回以上)
- (5) 避難・消火・通報装置等の設置及び定期的保守点検
- (6) 非常用食料等の備蓄
- (7) 上記体制の周知のための職員教育
- (8) その他

9. 事故発生防止のための基本方針の公表

当施設での事故発生防止のための指針は利用者の求めに応じていつでも施設内にて閲覧できるようにするとともにホームページ上に公表し、いつでも利用者及び家族が閲覧できるようにします。